**第６回　大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議　議事録**

　平成２７年１１月１１日　水曜　１５：００～１７：００

　於：　プリムローズ大阪　２階「鳳凰（東）の間」

**司　会**

お待たせいたしました。それでは、お時間になりましたので、ただいまから「第６回大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議」を開催させていただきます。

　私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府府民文化部都市魅力創造局企画・観光課の浅田でございます。よろしくお願いいたします。

　はじめに、現在、福島会長、佐藤委員、角倉委員、高橋委員、武内委員、田中委員、玉岡委員の７名の全員にご出席をいただいておりますので、「調査検討会議規則」第４条第２項の規定により、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

　次に、会議資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、本日の会議の次第がＡ４縦で1枚、委員名簿がA４縦で1枚、資料１としてＡ４縦で「【中間とりまとめ】に対するパブリックコメント等の結果について」が1枚、資料２としてＡ４縦で「『中間とりまとめ』における財源確保のあり方に関する検討について」が1枚、資料３としてＡ３横で「魅力づくり・戦略的なプロモーションにかかる事業例」が１枚、資料４としてＡ４縦で「大阪らしさを生かした観光振興の取組みについて」が１枚、参考資料としてＡ４横で「ＩＣＴを活用した事業イメージ（案）」が1枚。以上、７種類の資料をお配りいたしております。

配布資料は以上のとおりでございますが、不足などはございませんでしょうか。

それでは、早速ではございますが、議事の方に移らせていただきたいと存じます。ここからの議事の進行につきまして、福島会長にお願いをいたしたいと思います。

**福島会長**

皆さんこんにちは。２ヶ月ぶりの会議となります。全員ご出席いただきありがとうございます。前回皆様の協力のもと議論いただき、中間とりまとめをすることができました。ありがとうございました。この会議のスケジュールによりますと、今日を入れましてあと２回ということになっております。引き続きまして、年内の最終報告に向けまして、精力的に議論を重ねていきたいと思いますので、何卒よろしくお願いします。

　それでは、議事に入ってまいりたいと思います。まず、議題の１は、「中間とりまとめに対しますパブコメ等の結果について」でございますが、これにつきましては、大阪府がパブリックコメントを実施されましたのでその結果及びこの9月29日に開会されました大阪府の定例府議会において議論されておりますので、そのあたりの状況について、事務局からご報告いただきたいと思います。

**事務局：大河内参事**

それではご説明をさせていただきます。まず、「中間とりまとめに対するパブリックコメント等の結果について」ということで、資料１をご覧いただきたいと思います。

パブリックコメントにつきましては、募集期間を平成27年9月30日から10月29日までの１ヶ月間大阪府のパブリックコメント実施要綱に基づき行ったところでございます。募集方法は、郵便、ＦＡＸ、インターネット等でございます。募集の結果は、１名の方から１件のご意見がございました。内容については、中間とりまとめに対するご意見というよりもいわゆる民泊条例に関するご意見でございましたので、資料への記載は省略させていただいております。

議会における議論につきましては、10月16日金曜日、私どもの部の所管が開いております、府民文化常任委員会で、大阪維新の会所属の永藤英機議員の方からご質問をいただいております。質問の要旨は、「大阪では目的をより明確にするために観光目的に絞って宿泊税を導入してはどうか」という受入環境に非常に財源がかかる中で、宿泊税を導入してはどうかという趣旨のご質問です。それについての答弁といたしましては、「宿泊税」の導入にあたっては、検討会議における最終報告での提言内容等も踏まえ、具体的には、税額などの税制度や、税収をどういった施策に充てていくべきかなども含め、府として十分に検討してまいりたい」というところでご答弁申し上げたところでございます。説明は以上のとおりでございます。

**福島会長**

どうもありがとうございました。パブコメが１件しかなかったというのは、喜んでいいのかどうかわかりませんが、何かこの件でご質問、ご意見はございますか。

　私としては、パブコメは府民にしてみればあまり直接的には関係がないので、こういう結果なのかという印象を持っています。

よろしゅうございますか。

　　（意見なし）

**福島会長**

　では、次の議題に入らせていただきます。

　２番目は、議題の「２．東京都の宿泊税のような制度の導入について」であります。第４回目の検討会議におきましてご議論をいただいた事業の実施に必要な財源確保のあり方について、「中間とりまとめ」において、「東京都の宿泊税のような制度の導入について、検討を深める必要がある」と整理をしております。

最終報告に向けましてさらに検討を深めるために、私の方から事務局に対し、法定外目的税である東京都の宿泊税のような制度について、税の視点から論点整理を行っていただくようお願いしました。まず、事務局の方から論点についての説明いただいた後、各論について、税の専門家でございます田中先生のご意見、ご見解をお聞かせいただき、その後、委員の先生方と意見交換をしたいと思います。それでは早速事務局にご説明をお願いしたいと思います。

**事務局：大河内参事**

会長からのご指示のもとに中間とりまとめにおきます財源確保のあり方につきまして、論点の整理をさせていただきました。

まず１点目の「財源確保の手法について」でございますが、「中間とりまとめ」におきまして、特定受益者からの負担では、継続的、安定的かつ一定規模以上の財源確保は非常に困難であると考えざるを得ないという形でとりまとめていただいたところでございます。その点の検証といたしまして、まず「確保が一定規模以上であり、安定的であるという財源の十分性、安全性の観点からの検証」ということであげさせていただいております。具体的には、徴収方法につきまして強制か任意かといった視点からの検証と思っております。

また、「受益者等の範囲、受益等の程度からの検証」ということで、実際の法定外税の創設と特定の受益者からの負担について考える中で、受益者等の範囲、受益等の程度の明確性、その辺のところが、検証の視点になろうかと考えております。

「課税対象について日本人観光客と外国人観光客を区別することについて」、中間とりまとめの中では、触れておりませんが、実際に今増大しております観光客には、日本人観光客と外国人観光客とそれぞれおります。等しい負担能力のある方には等しい負担を求めるという税の水平的公平な観点からの検証は、例えば観光に係る費用や外国人観光客の定義をどうするのかといったところが視点になろうかと考えています。

「宿泊客を課税対象とすることについて」、「公平適正な課税処分を確保するという観点からの検証」ということであげております。中間とりまとめにおきましては、税負担を求める際は、課税客体に消費能力があり、かつ課税客体の把握が容易であるという観点が重要ということでとりまとめていただいております。

少しおさらいになるのかもわかりませんが、課税客体に消費能力があるというのはどういうことか、課税客体を把握するというのはどういうことなのかと、宿泊客についてその２点から見た時にどうなのかといったところが検証の視点になろうかと考えております。

それを踏まえまして、各々の負担能力、担税力に応じて課税するという応能課税という視点が税の中にはございます。そのあたりの観点からの検証ということであげさせていただいております。中間とりまとめにおきましては、東京都の宿泊税や海外のホテル税等については、課税客体である宿泊客がホテル等に宿泊し、一定の宿泊料金を支払うことで消費能力があり、また客体把握も容易という形でとりまとめていただいております。実際の宿泊客に消費能力が認められ、客体把握も容易ということにつきまして、観光という行動対応全般に捕らえた時の日帰り客、買い物客、交通機関利用者などということで行動分離ができるかと考えておりまして、その辺との比較を少し検証する必要があるのではないかということであげさせていただいております。

「その他」といたしまして、「負担能力の大きい人には大きな負担をしてもらうという垂直的公平の観点からの課税区分や担税力、消費能力からの課税対象額について」ということで、実際に導入されておられます東京都の宿泊税におきましては、課税対象額をいわゆる素泊まりの宿泊単価１万円以上、１万５千円以上の２区分とされており、それについて１００円、２００円の課税をされているわけでございますが、実際のそういったものを考える中で、どの視点からどういったことを基本に考えていけばいいかということについて少し整理をしていく必要があるのではないかと考えております。

最後に「その他」の２番目の「インバウンドの消費行動による恩恵をうける事業者等からの税徴収について」ということで、これは私ども事務局が各関係団体や議会での説明等の中でご意見的なものとして一般的によく爆買いといわれる外国人観光客の消費行動によって恩恵をうけている事業者等から税の負担を求めるということができないのか、というようなやりとりがございまして、少しその辺の考え方について整理をしていただいてはどうかということであげさせていただいております。説明については以上のとおりでございます。

**福島会長**

どうもありがとうございます。私に知識がないので、少しわかりにくいところもありましたが、この紙にあります大きく３つの点と、５項目の理論構成ということかと思いますので、ぜひ税の専門家である田中委員からご意見、ご見解をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

**田中委員**

　特に私の方から付け加えて言うべきことは、あまりないと思います。ですので、今事務局からご報告いただいたことに関して、少し補充的な話になればいいという意味でお話させていただきたいと思います。

　東京の宿泊税のような制度の導入に関して、どう考えればいいのかという時に、考える視点として、法定外目的税、要するに地方税法で典型的に決められている標準的な税でないものをそれぞれの地方の状況に応じて独自につくるという権限があるということになっています。その際、法定外目的税としてつくっていくのに、地方団体が独自につくった税金の使い道を一般税収に充てる場合と、そうではなく特定の目的に充てる場合があり、この特定の目的に充てる場合に法定外目的税とこういう組み立てをしているわけです。一般税収に充てる場合は、法定外普通税といわれます。

今考えているのは、法定外目的税としてということですから、東京都の宿泊税のようなものを導入した場合には、使い道がある程度限定されてきます。そうしますと、行政上、今回の場合には、少なくとも二つの視点が必要になってくるだろうと思います。そのうち一つは、税の負担をする人は、誰であるのかという、その人に負担を求める正当性、根拠はいったい何なのかということです。特に税の場合は、担税力、つまり支払い能力のない人間に制裁的な負担を課すということはとんでもないことですから、それぞれの人の負担能力を十分検証した上で、それにふさわしい負担を求める、という負担能力の観点から適切かどうかという視点が必要だろうと思います。

それともう一つは使い道です。どういうような使い方でその使い方に対する正当性、合理性、まわりからの信頼あるいはそれに対する納得と同意があるかという二つの面から考えていく必要があるのではないかと思います。

そういう場合に、市場においてものを売ったり、買ったりする、つまり一定の代金を出して、一定の品物を買うというような対価関係にあるものを税というかというと、突き詰めると対価関係を超えたものであり、公共性のあるもの、その社会で多くの人が共通で共同で支えていくべきものがなんなのかということを明確にした上で、それに充てるということです。そういう点について私の言い方でいうと、一種車の両輪ように一方では負担能力論をしっかり議論する必要があるし、一方ではそれをより公共性の大きい使い道に充てるという車の両輪のような議論があります。そのような形で制度設計をするというのが、税を作っていく上での一般的な道筋というふうに考えています。

それを踏まえて、中間とりまとめをされているということで、今言いましたような特に消費能力ということが、この宿泊税のようなものを作る根拠であります。そうすると消費能力といえども、コンビニで物を買う能力からもっと大きな物を買う能力と、ピンからキリまでありますので、ではいったいどこでそういうしきりをつくったらいいのかという問題がでてくると思います。それはやはり合理的な範囲で、ある程度相当の大きさの消費能力を示している、特に税等の場合でありますとある人は徴収するが、ある人は徴収しないというのは具合が悪いので、徴収の公平さとか徴収をまず間違いなく対象者には遂行できるとかそういう要素も合わせて考える必要があります。そうすると消費の支出の規模が大きいのは、宿泊客であり、かつお手数をかけることになりますが、ホテル等の経営者に特別徴収義務という格好で義務を課し、その人に徴収を依頼するということになるのだと思います。理屈から言いますと、消費能力を示す人が納税者だとすれば、その人が直接府庁等にお金で１００円持っていくということに論理的になるかというと、純粋論理からいうとありうるかもしれませんが、それは大変なので、徴収の便がある人に特別徴収義務を課し、双方にとっての徴収の便利さという点で仕組みを作っていくというような組み立てで、案としては考えられているのではないかと思います。

この議論とは直接関係ないのかもしれませんが、税というのは、いろんな意見があり、宿泊客以外に爆買いなどで大きく儲けを得ている商店等に税金を課したらどうかという意見もあります。感覚は理解できなくもありませんが、商店主等に大きな利益を得ていることに対して税金がかかってないかというと、当然に法人税や所得税がかかるし、同時に住民税もかかってくるというのは当たり前であり、そういうこととは別個に地方団体が新たにその人を対象にした税をつくるには、よほど明確で特定の理由をもたないといけません。特に税の場合は、感覚的にひょっとしたらこれはとれるのではないかと一方では広がるし、一方ではなんでそんなものにまでとるのだということになり、広がりすぎたり、縮小しすぎたりという両面がどうしてもあるので、なかなか難しいところがあるようですが、今ここで議論されているのは、東京で先例もあり、それなりに検証もされてきている宿泊税のようなものを特に今観光客が、従来にない急激に増えて、それに対する公的な整備がまだまだ追いつかないというある意味では、臨時的な緊急避難的といってもいいくらいのそういう状況にどう対処していくかという要素が強いのだろうと思います。そうするとこの種の税は一度作ればずっとそのとおり継続するよりは、例えば５年なら５年で一度見直す、そういうような格好でその必要性などを絶えず検証するような作業が必要になってくるのではないかと思います。

一般的なことでしか申し上げられておりませんが、何かのコメントをせよといわれればということで申し上げました。

**福島会長**

はい、どうもありがとうございました。

申し上げられたのは二つですね。負担能力というところと、公共性のある使い道ですね、使い道の公共性、それから期間がエンドレスか、期間限定ですね、そういうところですね。今ので、質問があると思います。また、ご意見もあると思います。皆さんで議論していきたいと思います。

**玉岡委員**

質問いいですか。先生の話で大変よくわかりました。どこで徴収するかについて、平等ということになると、宿泊税、東京がやっているようなのが一番無難なのかとまだ迷っている段階ですが、観光客と出張などビジネスで来る人とどこで見分けるかという、先生がおっしゃった目的を明確化するというところですよね、そこははっきりと言えるものがないとシステム的に難しいようなものなのですかね。

**田中委員**

どういう組み立てかというと、東京の場合は、宿泊税ですから、ホテルに宿泊して宿泊料金が１万円以上の場合は、宿泊目的が何であれ課税する、つまり、つきつめると消費能力、宿泊というのはいろいろの形態があり、例えば３千円のカプセルホテルに泊まります、あるいは９千円のビジネスホテルに泊まります、１万１千円のビジネスホテルに泊まりますだとか、１０万円のなんとかといろいろあるでしょう。そうすると宿泊目的は問わずに、１万円でいいかどうかはともかく、１万円以上の支払い能力があれば、その人に特にやっぱり観光に、東京などの場合は、当初は、東京にいろいろ集まってきて、それに対応してゴミの処理とかどうしても行政需要が出てくるので、その分を少し負担してねとそういう発想だと思います。そういう点で、区分はしないという発想だと思います。今回考えているのも、そういうふうに考えているのではないかと想像しています。

**福島会長**

現実に区分するのは難しいですね。

**田中委員**

そうですね。

**福島会長**

ビジネスはとらないという風になれば、みんなビジネスというかもしれないですね。

**玉岡委員**

（目的は）問われず、みんな納得するようにしなければいけないということですね。

**佐藤委員**

最後のところでおっしゃった期限をどうするかという話なのですが、目的があり、目的が達成されたらいらないという考え方もあるかもしれないのですが、他の事例で目的が終わったからやめたというような事例はあるのでしょうか。

**田中委員**

私はちょっと存じ上げない。

**福島会長**

東京都はエンドレスですか。制度設計は。

**事務局：大河内参事**

東京都は附則の中で５年ごとに見直しを行うということでございますが、今のところ、２回ほど期限はきておりますが、引き続き継続されておられます。

**佐藤委員**

５年かどうかはわかりませんが、チェックの期間があり、それがなされるということであれば、別に何年限りっていう必要はあまりないというふうな考えでいいのですか。

**事務局：大河内参事**

そこはまた税の建てつけ的なことで、明確にこう条例の本則の中に時限条例みたいな形で区切るという手法も選択肢としてはあろうかと思いますし、東京都のように附則で見直しをかけるということもあろうかと思いますが、いずれにしましても今、田中先生のご意見もありましたので、そういう時期になりましたら、検討してまいりたいと思います。

**田中委員**

その分で少し申します。国が作る租税立法にしても、地方団体が作る税条例にしても、一度作ったら最初から何年限りというのは、普通作らないです。今の法律でも租税特別措置法というような極めて例外的に特別な人に利益を与える場合には、何年から何年まで、だいたい３年ぐらいで見直すという仕組みを作っていますけれども、今まで、相当長い間、最初から時限を作るということは、しませんでした。それに対して、アメリカなどの方法では、サンセットロウといい、最初から何年で終わります、そしてその前にこれを再度作りますというような積極的な意思表示をしなければダメですという風にして一回一回チェックをしていく必要があるのだということが、行政の手法として評価され始めてきています。そういう影響もあって、少なくとも地方団体が特別の原因や背景、需要に対して作ったものについては、一定の期間ごとにもう一度再検証をして本当に必要性があるかを見ようというのが、ここ近年の傾向です。例えば、森林税や産廃税などそういう地方団体が作っているのはそうで、５年なら５年で見直しましょうというものが多いです。おそらく東京都が考えている宿泊税もそういう発想だと思います。作ったら、なかなかやめようというのは言いにくいです。それを言うと変わりをどうしてくれるのだということになるので、合理的な期限をあらかじめ決めておくことについて、私は立法の技術としても、ある程度評価されてもよいのではないかと思います。

**福島会長**

わかりました。

**髙橋委員**

先生ありがとうございました。私自身の意見とご質問を申し上げたいのですが、先生が先ほどおっしゃったように、目的税などで、使い道を限定せよということについて、いいお話だなあと思います。ただ、例えば、大阪には外国人の方が溢れてきており、一定の臨界点というのをこえて、これ以上は増えてもらっては困るとこんな時は、プロモーションをするのは抑制がかかるかもしれない、あるいは受入体制の一定の整備が終わるということがあるかもしれません。そういう時に見直しをかけて、そこで一旦の議論が入るというのは悪い話ではないのだと思いますが、できれば、こういうものは基金をつくり、目的税がそこに一旦入り、そのうえで、必要に合わせて出していくということが、観光の場合は必要ではないかと私は思います。

　というのは、例えば神戸市で２００８年だったか、２００９年だったか、新型インフルエンザがありました。神戸高校の高校生が新型インフルエンザの第１号になった。三ノ宮の駅で降りる人がみんなマスクをしているというような写真が出ただけで、北九州市の市長が神戸に修学旅行生が行くのはまかりならんということで止めてしまいました。いわゆるこういう風評被害的なものは観光と農産物には必ずつきものです。ですから私たちが今何のために使おうかという議論で出ているのは、受入体制整備とあるいはプロモーションにも活用していいのではないかということなのですが、こういうようなものが、本当に必要なのかということは議会などでチェックが入ることを前提に考えると、入った分だけ翌年使うということが大前提ではなく、必要にあわせて使われ、余った分は基金としてプールし、今のような風評被害にあいやすい観光に対して一定の担保をしておくというような制度をつくっていくという方が、私は観光を目的に使っていくのにいいのではないかというように考えます。

それから先ほど爆買いのところにというような話がありましたが、これはもしかすると一過性の現象かもしれないということを私たちは思うべきだと思います。というのは中国の輸入関税が下がれば、わざわざ日本に行かなくても買えるではないか、中国で買うものは果たしてMADE IN JAPANかどうか怪しいので、日本で買うのだというお話はよく聞きますが、それも制度が変わっていけば必ずしも今のような状況が長続きするというわけではないというようなことを考えると、やはり一番長期的にメリットがあるだろうと思われるのは、宿泊事業者の方ではないかというふうに思います。大阪府は全国に先駆けて民泊の条例をつくられたわけで、東京都のように１万５千円以上にするというようことになってくると民泊は対象外の可能性はあると思うのですが、そこについての議論はやらなくてもいいのかどうか、なかなか事業者が把握できないというようなことなのか、逆に民泊であがってきたものというのは、民泊条例の中で不安感としてあがっている事業者の把握、あるいは警備やこういうような問題に対処するために使っていけるのかというようなことがあるのではないかというように思いますので、いわゆるホテル旅館のような旅館業法で定められた事業者というように限定するような条例になるということになりますと、この考え方は当てはまらない可能性というのはありますが、いわゆる宿泊という行為を考えたときに、どの範囲まで拡大していくのかということについては、一定の議論をしてもいいのではないかと思います。

先生に一つ教えていただきたいのは、法定外目的税において、詳しくは存じ上げないのですが、神奈川県の法定外目的税の事例で、最高裁でまかりならんということになり神奈川県が、基金を取り崩してまで何十億かのお金の支払をしなければならなかったという事例があったように思うのですが、大阪市がＢＩＤの条例をおつくりになられたときに地方自治法の分担金を選択したのは、法定外目的税という形でやったときに神奈川の事例を思い出すと･･････というようなお話があったものですから、これはどういうような点に注意をしておかないといけないのかということをですね、宿泊税についてであれば大丈夫だろうということであればいいのですが、そうでないのであれば、そのあたりの議論を一定程度やっておくべきではないかと思いまして、先生がもしご存知のところがあれば、教えていただければと思います。

**田中委員**

そうですね、最後にご質問いただいた神奈川の件については、法定外目的税ではないので、基本的には、税収を増やすという観点から、私も正式名称については、鮮明に記憶していないのですが、法人税などの考えというのは、費用や損があれば企業は、払うべき儲けはありませんので、当然税金を払わなくてもいいです。ところが、そういう損失を繰り越すということが認められてきているのに対して、神奈川県は、少なくとも県段階では税金の計算で、国の段階では損失の繰越を認めているが、自分のところは認めないとしたわけです。それに対して、企業からすると、国が法律で損失を次の年に繰り越せると認めているのに、県の段階で認めないのはおかしいということで裁判にまでなり、県が負けてしまったという事案です。

県としては、税収確保の観点から、何とか工夫をして独自の税収を作ろうとしたということで、必ずしも一般に目的税ないし、目的税的なものが作られるには何かの重要な事業を県や市が行いたいが、それに見合う財源が当分ないので、何とかしようというのが、そういうことが今の先生のご質問と違うところかと思います。そのあたりの心配は、今回の宿泊税のようなものを考える際には、当面は必要ないかと思います。

それから今ご指摘のありました民泊関係のところは、後で事務局から説明いただいたほうがいいかと思いまして、最初の方でお話いただいたことに関して、私の方から少し申し上げたいと思いますのは、確かにおっしゃるとおり、目的税ということは、プラスマイナスあるわけです。プラスについては、今この事業は極めて重要であるから、特別に負担をしてでも遂行しなければいけない、その遂行すべき事業の重要性がシンボルとして明らかになってきます。仮に事業を５年間作るということになると、少なくとも５年に及ぶ長期事業のプランが作られるわけです。重要な事業を、単年度のみならず、こういうことでしましょうというふうにしていけるというメリットがあります。

その反対にデメリットとして言われているのは、普通はあまりないのですが、仮に税収が大きくなって、同時にそれに見合う仕事が少なくなり、もはや必要なくなった場合にどうするのかという点です。普通は、仕事が少なくなれば、その少ない範囲で仕事を行い、お金を残していいのだということになり、私はそうすべきだと思いますが、しかし同時にこれは目的税だからそのとおり全部使いましょうといって、いわゆる無駄遣いをするということになりかねません。そういう両面があります。そうすると、先生のご指摘はそのとおりだと思いますが、まず、どういう事業内容をするかということを固定して、それに見合う合理的な金額を徴収した範囲で出します。あるいは場合によって必要があれば、一般財源から合理的な範囲でそれに投入するなど、その遂行すべき事業が合理的でその時の行政需要を反映した合理的なものになっているかというのが、一番の決め手であり、それが拘束性を持つのだということで、そのような制度設計といいますか、会計技術も含めてそういうことになるのかと思います。

**高橋委員**

わかりました。確か釧路で法定外目的税ということで、入湯税の増税をしたんですね。確か１５０円を２５０円にしました。これもやはり基金化するということを制度的に認めたのです。私は、先生のおっしゃられるいわゆる税法上の理論の中でまず整理をするということは大前提だと思いながらも、どうしても産業ごとにおける特殊性も一定程度加味されるということが、制度作りの中で必要であり、それが活かされた事例があるということですのでこの辺りのことも一度整理をした上で、基金的なこともありうるのかどうかということを判断していただいた方がいいと思います。残念ながら風評被害というのは、観光と農業にしかおきませんので、そこに対しての共済的な考え方は芽生えているかといえば、そういうこともないだけに、合理的に使うのだから、一般財源からということもわかるのですが、可能であれば、安心感という担保としても業界を支えるものになった方がいいのではないかと思います。

**田中委員**

おっしゃるように法的な技術として、基金を設けることは十分考慮に値すると思います。というのは、法定外目的税もそういうようにすることは可能だと思います。法定外普通税の場合でも、法定外普通税と法定外目的税といえどもいうほどの差はありません。例えば、何が法定外普通税というかといいますと、森林税という場合に、大阪府はどうかわかりませんが、多くのところは、どうするかというと、個人の場合は、道府県の均等割りは１，０００円なんですね、通常は。ある県に森林税をつくるというときに、均等割りは当然に徴収するのですが、加えて、８００円を均等割りに増加し、その県は１，８００円均等割りを課して、そのうちの８００円の部分をその県の森林の育成などに使います。その際に８００円をどう使うのかということを森林政策できちっと決めてそれに見合う格好で基金をつくり、それに全部投入する。そういうのは当然ありえます。そうすると基金がどういう風に管理されているかということも含めて、公の財政の公明正大さがそこで担保されます。そういう意味では、今おっしゃっている意味でいう公の会計技術として単に目的税だからその範囲内でいいという大雑把な拘束というよりは、もう少し工夫が必要ではないかというご指摘かと思いますが、それはおっしゃるとおりかと私は思います。

**福島会長**

ありがとうございます。

**武内委員**

少し始めの方に戻るのですが、ビジネス客と観光客の宿泊の区別ができないと、一緒に見るしかないと思います。そうすると目的が違って泊まる方がいるということで、目的税の目的内容を設定するときに、観光というキーワードで行っているのですが、受入環境が整えば最終的にはビジネスで泊まる方も、観光客に対する対応ができるから泊まりやすくなるという間接的な形で目標を達成するということはあると思います。そのときに目的の幅といいますか、納得感が得られる、誰が、公平感を決めるのでしょうか。おそらく決定組織を作って決めるのだと思うのですが、今回許されそうな範囲といいますか、どういうふうな目的の範囲の絞り方がいるのかというと普通はどういうふうに考えていらっしゃるか、そこを教えていただきたいと思います。

**田中委員**

おそらくこれの後のほうの議論に関連するのだと思うのですが、確かに今宿泊税等が考えられるというのは、直接的には、観光客が急激に増えることですけれども、観光目的か事業目的かを問わずに、公共性の高い事業内容、例えば、急な病気になったというような一般的な安全性というのは、範囲が広いものです。もちろんこの地域に住んでいる人間にも場合によっては広く及ぶかもしれないわけで、なかなか今ご指摘になっているように目的できちんとしきりをつくることはなかなか難しいのです。それは公的な順位の大きいものを行っていくということを通して、一般性といいますか、公共性が大きい使い道というところで今までの考え方としては処理をしているといいますか、そういう風にして処理をする以外ないというのが率直なところかと思います。

**福島会長**

要は大阪に宿泊された人に対して、普遍的な一定の利便性などを入れておかなければいけないということですね。

**田中委員**

そうですね。

**福島会長**

観光客のみならずビジネスも。当然国籍は問いませんよね。

**田中委員**

そうです。

**福島会長**

日本人も外国人もですよね。

**高橋委員**

目的を観光にと考えたときに、観光の定義を条例の中ではっきりさせておかないといけないのだろうと思います。日本政府のほうが、観光とはなんぞやというふうに定めたのは、私が知っている範囲では、1995年の観光政策審議会の中で表されたもので、どちらかというといわゆる狭義の観光という考え方で、自由意志で選んで自由意志で行動する人たちということになっているので、一般に私たちがいう観光というようなものだと思います。ただ、ビジネスで泊まるというようなことは、世界観光機関、ＵＮＷＴＯの定義では、通常、24時間自分達の住んでいるところから離れたものを観光と定義づけるので、結局この目的がコンベンションであり、ビジネスであり、全く関係ないというようなことになります。このような先人の議論を踏まえた上で、大阪府の考える観光というものはどういうものかを整理するということも条例の中で必要なのではないかと思います。

**角倉委員**

先生方のいろいろなお話を大変興味深く拝聴しておりましたけれども、実は私も先ほど高橋先生の方からお話がありました基金というところについて、この業界、観光業界、旅行業界ももちろんそうですけれども、まさに平和産業というところでございます。高橋先生がおっしゃるように風評被害ということが、即数字に表れてくるというところがございますので、そういう基金というところの考え方というのは、この業界においても、以前に基金というのはどうなのだろうという話もございました。ですから今回大阪府において実際どうなるのかいろいろなハードルなり問題はあるのかもしれませんが、今後これがスタートする場合においては、ぜひともそこは検討の中に入れていただければと思います。

税の徴収そのものも、非常に細かい話で恐縮なのですが、ただ単に宿泊するといいましてもいろいろな宿泊の仕方があります。宿泊者が直接宿泊施設に予約し、直接支払って宿泊するかたち、例えば、旅行会社を通じて予約されて、クーポン券という形で持参され、宿泊施設に行かれる、さらにパッケージというような形で、交通機関と宿泊がセットになったような形で商品としてたくさんございます。ビジネスプランなど、そういう形でいろいろございますので、先ほどからお話にありますけど観光とビジネスの区別というのは、誠に難しいといいますか、そこは一緒でなければ無理であろうと思います。これは先走りのようで恐縮なのですが、私どもの業界とっては大変なできごとになりますので、仮にスタートする時には、そこらへんの一定期間といいますか、告知の期間というのでしょうか、そこらへんも合わせて検討をいただきたいと、何も知らなかったということで、現場サイドで宿泊のところでトラブルになるということも十分予想がされますので、そこらへんも合わせてお願いできればというところでございます。

**田中委員**

この東京都の宿泊税のようなものという制度は、納税義務者は誰かというと、宿泊した人、１万円なら、１万円以上支払って宿泊した人、ということは入湯税と同じようなタイプのものになるわけです。おそらく今ご指摘のような場合は、本人が現金で払おうが、クーポンで払おうが、ホテルや旅館等は入湯税の場合は、それとは別個に１５０円なりを払ってくださいと、こういう組み立てをするのですね。「あなたが一定以上の支払う能力をお持ちなのだから、それに合わせてお支払ください。また、そのお支払いただいたものの一部はあなたの利益になるように還元されますよ」と周知徹底のような問題にも関連するのかと思います。今ご指摘いただいたように、どうせ最初は、混乱や抵抗、いったいこれは誰が支払うのかといったいろんな議論は生じると思いますが、制度の組み立てからすると、現実にそこに宿泊した人が納税義務者で、本来は、その人が、府庁まで持っていかなければならないかもしれないものだという形式的な議論で恐縮なのですが、条例上そういう組み立てをするのではないかと思います。

**角倉委員**

今のお話について、東京では宿泊の際に、通常クーポンでホテルに行き、基本はホテルのクーポン券というのは、サ込み税別という言い方になるのですが、サービス料は入っていますよ、但し、税金は別ですという形で、クーポンはフロントで渡します。では税金は、東京の場合は宿泊税になるのですが、お客様がそこで直接現金でお支払になります。クーポンを持っていかれてもそういう形にはなっております。

**福島会長**

それはそういう仕組みにしたのですか。

**角倉委員**

そうなっているのです。ですから入湯税もそうなっています。

**田中委員**

そうなのです。今おっしゃったように、文字通り本来の納税義務者が払うべき、例えば入湯税の場合でいいますと、１５０円を徴収義務者は法律上徴収する義務があるから徴収しますが、もう少し平たく言いますと本来の納税義務者が払うべき税金を預けているわけです。そういう場合は、今の現行の消費税とは全く違うわけです。現行の消費税の納税義務者は事業者ですから、別の消費者は消費税相当分を預ける義務はなく、事業者は預かる義務もありません。これをいうと混乱するかもしれませんので、これ以上は申し上げませんが、多くの人が普通に感覚で持っているのとは全く違うというのが、消費税上、法律上の、裁判になった場合は、裁判官はそのように冷たく言い放ちますから、それはそれとして、今紹介いただいたような格好で、これは本来お客さんが払うべきものですという形でそれは対応しております。

**佐藤委員**

基金の話はよくわかるのですが、普通の人からとったら、どんなものにでもリスクはあると思います。なぜその税金として観光業に関してだけそのリスクを事前に払うのかという疑問が残ってしまうのではないでしょうか。もちろんその業者に払うわけではないというのはわかるのですが、どんなものにでもリスクはありますよね。それを事前に税金として納税することになるのではないかという疑問がわいたので、それについてはどうなのでしょうか。

**高橋委員**

基金化のところで一つの事例としてあげたのが、風評被害ということで、一番の目的というのは、目的税として使用目的をはっきりさせるということになった時に、その使用目的で使うべきものが一定充足されている段階でもさらに上積みして、必要ないものにまでお金を使う必要はないだろうということです。特に観光業と農水産業というのは風評被害にあたるということでいうと、他の産業にはないリスクというのが私は存在していると思います。ですから、そういうようにも使えますよということだけであり、第一の目的は無駄遣いをしないことかと思います。

**玉岡委員**

それでプラス、先生がおっしゃったとおり目的税ですから何のために集めるかということを周知徹底することが一番大事ですね。でなければ、私も入湯税を徴収され、なぜ旅行社に支払っているのにともめたことがあります。これは別なのですということを聞いて納得したのですが、海外旅行であれば、言葉が不自由なので、なぜかということを聞き、いろいろな遺跡をみてきたでしょう、これを保護しているのですと丁寧に説明してくださる、そういうことを徹底してやると納得するので、導入する際には、あなたのお支払になる観光税が街をキレイにし、維持されるように使われるのですよとメインのところで、でも長いですね、これをいれようと思ったら、非常に難しいとは思いますが、そういうプロモーションにも税金が使われるべきなので、こういうものに使われますと条例でいれられると思いますが、それに当てはまらないものも出てくるかと思いますが、あらかじめ想定されるものは盛り込んで、かなり洗練をしておかないと定着するのが難しいのではないかと思います。すみません、意見というより感想です。

**福島会長**

どうもありがとうございます。僕も一個人として基金というのは、使い道としては、７，８番目ではないかと思います。払うほうからみれば。急増してきて、受入環境が追いついていないので、皆様からいくらかもらってこういうことに使いますよとし、その中の何番目かに、変な意見ですけども、徴収してもらうホテルか旅館に対するものも、施策のひとつとしては、何かいるかと思います。風評被害までというあたりの線引きはすごく難しいと思います。そうなれば、徴収額を下げろという話にもなるので、組み立てが少し、ここのところ・・・。

**岡本局長**

この会議の中で、受入環境整備のために財源確保として宿泊税というようなことになりましたら、我々のほうで、例えばこれニーズがあるからお願いしているのであって、ニーズがなければ、税をとるということはもともとならないので、残るという感覚があれば、府民からすれば、なぜ残っているのにとるのかという話になるか、税額を下げろという話になります。ですので、他の県も我々も、他の税、超過課税でもそうですが５年に１回見直し、まだニーズがあるか、なければ、やめるというのが原則ですから、ここで答申いただけてそういう形になれば考えます。それから、やはり水平的公平の観点でいえば、宿泊者から田中先生がおっしゃったように、目的ではなく、一律にいただくということであれば、今、旅館ホテル、東京都は、簡易宿所ははずしていますが、大阪府は今民泊というのも認めまして、民泊も普通は安い３，０００円、４，０００円から今何万円もの民泊もでてくることになれば、公平の観点から言えば、宿泊ということでは一律取るといっているのに、民泊は例外ですよということはできるかどうか、ただ捕捉出来るかどうか非常にテクニック的な問題、今日指摘いただいた問題いろいろあるかと思います。それは今回の受入環境整備の中で宿泊税のようなものをとって、必要なニーズを確保せよということであれば、そこで実質的なことは考えさせてもらいます。

それからとるのは観光客以外からもとりますので、では、ビジネス客は全く恩恵のないことができるかということですが、受入環境整備で案内板を出すなど、いろんなことで、いろいろな人に受益がいきますので、そこはもちろん技術的な、今日いただいたご指摘はこれから検討させていただきます。

**田中委員**

おそらくいろんな人が使っている基金の意味内容が、使っている人によって異なっているように思います。例えば私などは、公金をどう適正に管理するかという、単にそのためにのみという無色透明な意味合いでそういう用語を使っていますし、現実に公会計では、そういう意味合いでの基金という言い方をしていると思います。もちろんそれ以外での意味合いでの使い方もありえますのでそのあたりはもう一度整理していただいたほうがいいように思います。

**福島会長**

わかりました。

議論は伯仲しておりますが、事務局が早く終われと言っているので。局長が言ったように、民泊は外されないのでしょうね。民泊だけ除くというのは。

**事務局：岡本局長**

公平の観点からは。

**田中委員**

　それはないです。

**福島会長**

それはもう制度設計の中で結果ちゃんと入っているということですね。１万円以上など。ぜひそれも入れてご検討いただきたいと思います。

　たぶんこれはみなさん一番関心あると思いますので、一度パラで具体点を整理いたしまして事務局のほうで、次回最終報告になりますので、それまでに事前に各先生方の説明を含めてまず案を作っていただいて、対応をぜひお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは次の議題に移らせていただきたいと思います。３番目の議題は、魅力づくりの戦略的なプロモーションについてです。これはこの検討会議が始まりましたときから、皆様方は受入環境だけではなく、本丸はどちらかというと大阪の魅力的なまちづくりや戦略的なプロモーションではないでしょうかと皆様方から提供を受けてきております。前回、とりまとめのあと、少し時間をとってください、議論をしていただきますと、こういったことで収めさせていただいておりましたので、今回もあまり時間はございませんが、事務局で準備したものがございますので、まず、事務局から資料の説明をさせていただきたいと思います。

**事務局：大河内参事**

それでは資料３をご覧いただきたいと思います。福島会長からお話がございましたとおり、施策の方向性をご議論いただく中で、各委員のほうからいろんなご意見がございまして、中間とりまとめの中では大阪の観光振興に係る施策の柱として、「魅力づくり及び戦略的プロモーションの推進」と「観光客と地域住民相互の目線に立った受入環境整備の推進」ということで２本の柱立てとさせていただいたところでございます。これまで「魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進」に係る事業としましては、大阪府の取り組みを参考ということで記載し、ご議論いただいておりましたが、その中で委員の方からプロモーションというのはやはりいろいろな取組があるのではないかというようなご意見もございましたので、今回従前の受入環境の内容にそった形で一度施策の関係順に基づきまして、他府県の取り組みということで事業例をピックアップさせていただきました。それぞれ、事務局の方でいろいろな資料等を拝見する中で、目新しさ感があるもの、いわゆるプロモーションであっても、地道な取り組みでございまして、各府県でもいわば同じような取り組みが多い中で、新聞報道などでありました目新しさ感のあるものについて、そこに記載をさせていただいております。併せまして、「魅力づくり・戦略的プロモーションの事業分析について」ということで、先般中間とりまとめの中でも、今後大阪府が観光振興の施策を取り組むにあたって、官民の役割分担や持続可能性、緊急性、安全・安心といった部分、広域連携的な役割を担う視点、いわゆる観光客と地域住民の相互が満足感、あるいは納得感をいただくような視点、もう一つが公助、自助の考え方といったものについての十分な精査ということもとりまとめいただきました。魅力づくり・戦略的なプロモーションといいましても、それはそれなりの見方というものがあるのではないかと考えまして、四つほど事業分析について記載させていただいております。資料の説明は以上のとおりでございます。

**福島会長**

どうもありがとうございました。どうでしょうか。

　この資料は、魅力溢れる観光資源づくりと戦略的なプロモーションですね、それで施策例があって、他府県の事例を挙げましたということですね。それで右欄が、現在大阪府が取り組んでいる事業ということですね。

**事務局：大河内参事**

はい、さようでございます。

**福島会長**

細かいですが、インスタグラムというのは何ですか。資料の真ん中ぐらいにありますよね。

**佐藤委員**

写真でＷｅｂサイトにあげる・・・

**事務局：大河内参事**

写真をＳＮＳで発信するものです。

**福島会長**

簡単に言えば、ＳＮＳですね。わかりました。どうでしょうか、皆さん、ご意見は。

**玉岡委員**

他府県の取り組みも挙げているので、わかるのは、元からある観光資源といわれるハードですね、例えば、歴史的なお寺であるとか、川とかそういうものを使って人が何かするとそういうものにばかり限られており、大阪独自のソフトで人を惹きつけるというものが乏しいと思いました。例えば、新宿の伊勢丹が、全館、皆さん世代的にご存知かわかりませんが、内藤ルネというイラストレーターがいまして、日本の「Ｋａｗａｉｉ」の原点だということで、インスタグラムで、ミスインターナショナルが来た際にそれを全世界に発信して、とにかく「Ｋａｗａｉｉ」という言葉は翻訳されずに世界で共通の言葉になっているので、アニメ、それからアニメのキャラ、ゲームキャラ、そしてイラスト、この「Ｋａｗａｉｉ」というのは日本独自のものだと思うのですが、それで集まる若者の数と言うのは半端ではないですよね。例えば、先日のハロウィンで、あれだけの人が渋谷へ溢れたというのも、何かこういう観光資源があるわけではなく、参加型の「Ｋａｗａｉｉ」、それからコスプレ、そういうことで集まっているので、何かそういうことの。同じ東南アジアでマネをしようと思っても、日本の「Ｋａｗａｉｉ」や、日本のアニメが世界一と言われているので、そういうソフトでの取り組みがないのかと、それとプラス、大阪と言えばものづくりとよく言われますけれども、実際にロボットや、それからロケット、ジェット、国産の飛行機ができるようになっているので、そういう大阪のものづくりとは何なのかといわれるようになっているので、そういう「オタク」というのは問題があるかもしれませんが、市民権を得ているので、あえて使わせていただきますが、そういうファンの人たち、コアな「オタク」が集まるようなしかけというのは、まだまだ大阪は何もしていないように思います。ヨーロッパでＪＡＰＡＮＥＸＰＯをすれば多くの人が集まるというのは実証済なので、ラグビーもいいのですが、もちろん応援したいですし、いろいろ集まるマラソンもいいのですが、我々大人が見過ごしているようなソフト、まだ手をつけられていないものでの魅力づくりが少し欠けているような印象を持ちました。

**事務局：岡本局長**

それに関しては、一言言わせていただきたいと思います。今年、ここには書いていますが、シンボルイヤーイベントということで、「ＯＳＡＫＡＫＡＷＡｉｉ」イベントをしました。それからハロウィンは、「水都大阪ナニワハロウィンパーティー」ということで、オタクも含めてそれをあえて重要文化財の中央公会堂でハロウィンパーティーをしまして、「でんぱ組」というのを呼んできまして、ハロウィンをしました。それから、「水都大阪ニコニコ超会議」というまさにニコ超というものと大阪会議の２万人の人で先週の日曜日にしまして、これは大阪が今年シンボルイヤーということでそういう意味のソフト整備なので、来年あるのかと言われると少し予算的にはないので、民間にしてもらいたいと思いますが、そういう戦略的な「Ｋａｗａｉｉ」というテーマについては、今の原宿「Ｋａｗａｉｉ」をしている人に「ＯＳＡＫＡＫａｗａｉｉ」をやってくださいということで少し今年は、応援をしながらこういうことを始めております。

**玉岡委員**

はい、ぜひ希望もこめて、ＵＳＪがあり、あれだけの若者が集まっていますが、今の段階では点で終わっているので、例えば大阪ドームに流れる、ミナミにやってくるなどという別の動線ができれば、それこそ大阪のイベントということになるので、ぜひ、要望もこめて来年以降も頑張ってやっていっていただきたいと思います。

**福島会長**

この資料を見ていて思うのですが、なかなか書ききれていないですね。さらっと書かれているので。中身もありますが、もう少し、いろいろしているものがありますよ。今のでも観光局もしていますし、ハロウィンだとＵＳＪもありますし、関空も今度コスプレをしますよ。１週間ずっと。それは大阪観光局ももちろんしますし、すごくいろいろしていますが、目には触れていないわけですよね。これはやはり情報発信の仕方と、このまま出すかどうかは、ここをもう少し、資料を躍動感溢れるような、衰退的みたいになっているので、禅問答みたいになって申し訳ないですが、少し工夫していただければと思います。その辺は局長が言われましたが、イベントは一発ではいけないのですよ。継続することによって、お客さんに認知されるのです。一発だけしてもダメなのです。

**玉岡委員**

点ではダメなのですね。

**福島会長**

面と線と一体にしていかなければいけません。その点が、大阪府はいろいろされていると思うのですが、なかなかお客さんの目に触れてないという印象があります。

**佐藤委員**

一時言われていて、全然いれられていないのが、産業観光だと思います。大阪府には東大阪などいろいろなところに、最近は、空洞化しているという問題もありますが、博物館のような資料館などがいろいろなところにあると思うのです。それは大阪府の持っている資産だと思うので、そういうものはもう少し使っていけば、全体に波及効果もあると思います。昔ほどいろいろいわれなくなったのは、なぜかわかりませんが、その辺りももう一度掘り返してみると、必ずしも大きなところだけが面白いというわけではなく、小さなところもいれるとすごく面白いと思います。それは地方にいくと、造り酒屋さんに行ったり、刃物屋さん行ったり、メガネ屋さんに行ったり、みんなすごく知っており、それはすごく楽しい観光になっているわけなので、もう一度大阪の中にある、そういうものを見直してみてもいいのではないかと思います。ずいぶん忘れられているような気がします。残念な感じなので、ぜひ。

**福島会長**

角倉さんどうぞ。その点はいっぱいあるのではないかと思いますので。

**角倉委員**

はい、確かに。今、旅行業界の言い方といいましょうか、旅行商品の種類でいいますと、「着地型商品」、「着地型旅行」というもので、地元のいろんないいところを比較して、そういう形の商品みたいなものはできてはいるのですが、佐藤先生がおっしゃるように大阪に関してもっと多くの様々ないいところは、たくさんあろうかとは思います。そこは民と言う立場では、いわゆる旅行関係業者がより掘り起こしを含めて実際の商品等を作っていくというのも大事なところだと思います。その商品を作るにあって、官の助けをいただきながらというところも重要なところだと思います。そこも併せてこの取組の中に入っていけばと思います。

**福島会長**

東大阪の産業観光というのも割りと人気があるのですよね。

**角倉委員**

そうですね。

**福島会長**

町工場の大将を呼んできて、話をしてもらうそうで、大変人気があるそうです。こういうのを少しいうと要はニューツーリズムとして、産業観光をし、それからスポーツですよね。オリンピック、ラグビー、関西ワールドマスターズというのもあるので、ガンバもセレッソも阪神もオリックスもあります。それからマラソンも京阪神に三大マラソンがあります。そういうスポーツというのは、ノンバーバルなので、こういうニューツーリズムをどれだけかえせるかは業界と役所が一緒にすれば、実効性が高いです。こういうのはいろいろしており、大阪マラソンもありますが、そういうニューツーリズムの開発、商品開発がもう少しあれば、みなさん何かやっているのだと思われるのではないかと思います。

**森副理事**

すみません、会長から書ききれてない、躍動感がないとご指摘がありましたが、いろいろやっております。一つは産業観光というお話がでましたが、実は地域の産業も含めて、いろいろな魅力資源がございます。今年度は国の交付金事業で「おおさか魅力満喫キャンペーン」ということでまさしくおっしゃっていただいた産業観光の部分も商品造成ということで事業者さんにご協力いただきました。具体的には東大阪の工場めぐりツアーというのも商品造成できました。但し、これは単年度の事業ですので、事業者さん、それから観光客の皆さんが、これは面白いということで、次年度以降商品として回っていけたらということで今年度頑張っております。そういうことも書ききれていません。それともう一つスポーツというお話をいただきました。大阪府の取組の左の方の下の欄の２行目に１行だけ書いておりますけれども、「プロスポーツチームとの連携事業」、こういうのをいれまして、スポーツを見るスポーツ、するスポーツ、支えるスポーツいろいろありますが、一つの観光資源として集客ができないかということで、こういうことについても今取り組んでいる最中ということで、書き方が不十分で申し訳ございません。

**福島会長**

野球でいいますと、昔日本人がシアトルに山ほど行ったんですよ。イチローを見に。松井がいるときには、ニューヨークにわんさと行っていますからね。これと逆のことですよね。それを思うとすごく大きい。スポーツは完全に言葉はいらないですし、感動もあるし、メディカルツーリズムなどいろいろそういうニューツーリズムというのは、業界と官民連携ですよね。

**武内委員**

どちらかというと取り組んでいる内容、スポーツもあり、何もありなので、どこからいいましょうかという感じなのですが、ＭＩＣＥについて正直に言いますと、大阪に関していえば、全国対比してみて、会場問題が一番大きな現実でして、ロイヤルさんが閉じられると国際会議場さんのところでは、この後大規模なものは持ってこられません。もう今２０２０年後というのが政府観光局でも、誘致のターゲットの流行であるといわれておりまして、先々になっているのですが、今、インテックスの方もＩＲの関係でいろいろあると、今をもって誘致できる規模感が決められないといいますか、そこが煮詰まっています。そうすると今観光客が増えているところですが、正直ＭＩＣＥにどれだけ恩恵があるかといえば、実はないというのが実態かなというところであります。そこが、ウメキタあり、南港あり、中之島でいろいろと街づくりの件でのご検討をＭＩＣＥも絡めてしていただいており、こちらもいろいろ意見をしかけたりしているところではあるのですが、今回のフラグのところにかかってくるところではございませんが、私の立場はそういう立場ですので、申し上げるとそういうことがあるかと思います。

最近観光関係の方とお話する機会があり、ある方のご批判では、政府はだいたいＬＣＣの件とビザの緩和の件と、人数の件しか言わないとおっしゃっておられました。何のことかというと、目標とターゲット、事業分析の件で、どこのターゲットのどの層の人たちに絞るのか、来てくださっている人を受け入れる一方で、今その布石をちゃんと打たないと、何か起こったらどうなるかわかりません。現状は任せていても増え、ビザの緩和をすれば増えるのは常識ですが、次のターゲット狙いをしているときにそこを見つけておかなければ、いつまでたっても同じということもおっしゃっていました。

これもよくいわれるのですが、観光産業の待遇が低いということです。産業自体が元気にならないと、観光振興する上で、受入というか、仕掛けていくところの収益や体力、人材などを充実するべくどうしたらいいのかというようなことで、おっしゃるとおりなのですね。堂々巡りの話になってしまうのですが。たくさんやらないといけない、たくさんイベントを企画する話などがある中で選択と集中をしたほうがいいのか、広げたほうがいいのかいろんな議論がでて、その都度難しいなと思いながら、アドバイスするとこころは、そういうところでございます。

**福島会長**

ありがとうございました。

**高橋委員**

大阪府さんの今までの取組のところで、大阪市外の市町村のみなさんと連携されているところが、ミュージアム構想や百舌鳥古市古墳群の件、ラグビーのところにかかれており、このあたりだろうなぁと思います。当然、大阪市が中心となって一定の人を集めるのは間違いないのですが、目的税であったとして、徴収義務者がいるところを中心にやるべきものなのでしょうか。宿泊施設は大阪市内に一番多いので、大阪市と連携してやるべき話が中心となるのでしょうか。周辺のところについては、宿泊施設は少ないですが、観光によるメリット、効果をつくりあげていったほうがいいのだとそういう立場にたてるのであれば、大阪市さんの今の財政規模と他の市町の財政規模を比べると、一定程度政策的に、周りのところも頑張ろうねというようなことが魅力づくりなり、戦略的なプロモーションのところの一つのキーワードにはできないのかと思います。

それから、先ほど福島会長がおっしゃっていた、単発ものではダメだろうという話について、イベントというのはそういうものかもしれませんが、そういうところへのお金のつぎ込みも大事ですが、いわゆる持続可能性を担保するための仕組みをつくろうとしているところ、東大阪は先ほどからお話に出ておりますが、ものづくりやスポーツツーリズムを組織的に対応するために、東大阪はＤＭＯをつくる議論をしています。たとえばそういうような持続的な取り組みをしているところを優先的に支えていく、それが地域の自立とともに地域の魅力づくりにつながるのだということにもつながるのではないかと思います。観光というのは、事業ですので、誰が大事かと言うと消費者が大事なのです。観光客が大事なのです。徹底的な観光客目線でやろうとしているというようなことを大事にするなど、大阪府の取り組みをもっと具体的にアイデアを出せと言われてしまうかもしれませんが、原則としては、大阪市以外のところに対するサポート、持続可能性を仕組みとしてつくろうとしている、あるいは徹底的な消費者志向にあろうとするこういうようなところに一定の目線をおいていただけるとすると、例えば、人材育成などもこの範疇に入り、魅力づくりをするために人を育てていこうではないかというような使い方も出来るはずです。ここに出てきたようなのは、プロモーションとイベントと限定されてしまいがちになってしまうので、魅力づくりのそういう大原則のところは、確認をし合いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**福島会長**

ありがとうございます。何か今の使い道で具体的なご提案をいただいたように思います。どうでしょうか今時点で、制度設計はこれからだと思いますが。何かあったら。いいですか。当然府全体ですよね。

**事務局：岡本局長**

そうです。市税ではなく、府税、都道府県税ですから。

**高橋委員**

失礼いたしました。申し訳ない。

**福島会長**

人材育成など何かアイデアを出してすれば面白いですね。

**高橋委員**

先ほど、武内委員がおっしゃってらしたのですが、やはり、生産性の低さというのをどうにかしなければ、それは給料があがらないのですよ。とはいえ、私たちが、温泉旅館にいって、部屋食で上げ膳据え膳してもらうことに喜びを感じて行くというときに、バイキング料理のようなところにいけば、生産性が高いから頑張って支援してやろうというわけにはいかないと思います。どういうようにしていくことが、我々消費者側のニーズといわゆる産業界における生産性の低さの矛盾を解決できるようにするのか、ということにもつながるというのが、本来の魅力づくり、そこでサービスをされる方の素敵な笑顔というようなことになるのではないかと思います。

**福島会長**

他意見よろしいですか。全く個人的意見ですが、やはり一番の魅力溢れる観光資源づくりについて、いろいろあると思いますが、一言で言えば、一度大阪に行ってみたい、来たら、また２度来よう、そういう街をつくることではないかと思います。一番にいえば、街がきれい、ゴミが落ちていない、タバコの吸殻がないというようなことを、なんか急にピュアな気持ちになりましたが、観光の原点というのはそうなのですよ。一番はやはり大阪に行ってみたいだとか、大阪で学びたいとか、技術的には大阪で起業したい、何かそんな街をつくる、エリアをつくることが、目的でいうと一番の魅力づくりだと思います。

大阪について、先日テレビを見ていたら、ひったくりが相変わらずで、ほとんどの項目がワースト１で、テレビ大阪ででていましたが、治安がいいから客が来るとか来ないとかいろいろ意見がありますけれど、何かそのようなことを最後の整理でいれていただければと思います。

特にご意見ないようでしたら、時間の都合もありますで、これについては、事務局の方へ知恵を出していただいて、いろいろなことをしていますし、来年以降にすることも含めて少し整理をしていただけたらと思います。

それから、４番目の議題でありますが、大阪らしさを活かした観光振興の取り組みについてです。これは、今の議論でも少しでておりましたが、残り時間で少しディスカッションをしたいと思います。これは使い道も含めて発言してもらえばいいのでしょうか。そういうことですね。それでは、事務局から資料のご説明がありますので、お願いしたいと思います。

**事務局：大河内参事**

引き続きまた躍動感のない資料になっており、申し訳ございません。先進的な事例ということで、今事務局の方で、新聞等々で拝見した中で目に付いたものをそこに事例として紹介させていただいております。

京都府さんの方で、海外居住者というので、海外の県人会、「京都倶楽部」というものを設けておる中で、京都府さんが海外観光ＷＥＢというような取り組みをされておられることについて、「京都倶楽部」という県人会を活用しているというものでございます。あと静岡県さんの方で、静岡空港の空時間を活用ということで、空港が出来たときから県をあげていろいろと考えておられるようでございますが、今回空港の待ち時間を活用した外国人向けツアーということについて記事がございました。それから、沖縄のコンベンションビューローのほうでございますが、こちらのビューローでは、県内の主要ホテルの予約状況を元に観光客の来県見通しを天気予報形式で現した「おきなわ観光天気予報」というものを開始したということで、月の１日と１５日の２回、３ヶ月先の見通しまで公表されるというような取り組みがございました。あと新聞記事でございますが、観光案内、このあとまたＩＣＴの資料をつけさせていただいておりますが、こういう技術的なものは日々日進月歩しておりまして、パナソニックの方では、ＱＲコードをカラーコード化して、スピードも容量も含めて技術が進歩されています。そういうものについて、京都の駅ビルなどでとりいれられたというような記事がございました。また、「手ぶら観光のススメ」ということで、交通事業者のＪＲ西日本さんが大阪駅の駅ビルに外国人観光客向けのツーリストサービスセンターの設置をされまして運送会社と提携し、荷物を預かり、その日のうちにホテルや空港などへ配送するというサービスをはじめられたということでございます。

あわせまして参考資料ということで、福島会長からもＩＣＴの活用について、これまで検討会議の中で何度かお話がございまして、受入環境の中でもいろいろな取り組みの縦串的なものとして、ＩＣＴを事例として活かしておりましたが、ＩＣＴという括りの中の横串的なものということで、そこに取り囲みをさせていただいております。Ｗｉ－Ｆｉや今申し上げましたとおりＱＲコード等によります多言語案内等の整備、多言語コールセンターの設置、多言語化支援、災害・病院等の緊急情報ポータルサイトというような区分の中で、総務省、国を含めまして、各団体等がそのような形で事業に取り組んでいるということについて、少しごひれきさせていただいております。資料の説明は以上のとおりでございます。

**福島会長**

ありがとうございました。では、残り時間について、こういうのはどうか、意外なものも含めてご議論いただきたいと思います。

**佐藤委員**

観光はサービス業であるとともに、地域の人にとってアイデンティティーの確認という意味があると思うのですが、そこらへんがちゃんとできるような施策というのはないかと思います。例えば、「だんじり祭り」がいろいろなところで行われており、おそらく外国の方にとっては、とてもびっくりすると思うのです。年中しており、参加するということがアイデンティティーにつながっており、そういうものを観光として見て貰えればいいのではないかと思います。さきほど、いろいろな取り組みをされていらっしゃるとありましたが、１年きりで終わらないようにするために、大学と連携するなどそういうことをして、サポーターとして、大学生や大学とうまくすることも考えられるのではないかと思います。地域の人達に参加してもらうための仕組みづくり、人材もそうだと思います。担い手が育っていかないと、続いていかないし、誇りにもつながっていきません。一過性の買ってきたイベントになってしまうと思います。そのあたりの方向転換というか、一回目はそれでやってみて、次からはつながるようなことにお金をかけるというようなことをしていけば、すごくいいと思います。お互い人を育てることになったらそれが地域のやってよかった、お金をかけてよかったということになるのではないかと思います。そのあたりにウェイトを置いていった方がいいのではないかなと思います。

**福島会長**

　玉岡先生どうでしょう。

**玉岡委員**

　前にも申し上げていると思うのですが、情報の発信力というのが決め手になってくると思います。皆さん目的があって観光に来られていると思うのですが、ひょっとしたら隙間時間をどう使おうかなというのに、静岡県さんの取り組みはいいですね。空港の待ち時間の活用。空港に行くときは、皆さん早めに行くので、隙間に利用するのは微妙だと思うのですが、夜の時間、大阪が安全な街であることを売りにして、夜遊びができる大人の楽しみを味わえる観光都市だということで売ってもらえればと思います。そのためには、お芝居だったり、ミュージカルだったり、文楽だったり、今勘十郎さんがすごいことになっていますが、そういう情報というのは、どこで手に入れられるのか、知らなければ、せっかくすごいものがされていても見ずに、大阪にいたのに、知らずに過ぎたということになると思います。なので、空いている時間、自分の時間で何かできることを探せる情報掲示板、大阪ナビの提案を以前させていただきましたけれども、海外は、一般市民の口コミでソウルナビやプサンナビが成り立っているわけですのでそこをみると、夜の観劇が楽しめて、美味しいものが食べに行けて、そして爆買いもいいのですが、今こういう変わったセールをしていますということで、ちょっとお得な買い物ができる情報など、そういう細かなものがつかめる窓口の整備と充実というのは、何はおいてもやっていただきたいと思います。

**福島会長**

　ありがとうございます。では、田中先生。

**田中委員**

　私は特にありません。

**福島会長**

　では、角倉委員。

**角倉委員**

　観光振興の取り組みというところで私が例えばと思っていますのが、実際事例もあるかと思いますが、大学のゼミで、いわゆるボランティアのような形で、通訳ガイドというのでしょうか、実際これは確か阪南大学さんのゼミで、ゼミの活動として外国人旅行者に対して、毎日というわけにはもちろんいきませんが、一定の例えば週末限定、土曜、日曜というような形で、大阪の、大阪府ですからもちろん市内に限らず、堺ですとか岸和田のほうですとか、通訳ガイド、ご案内をするというような活動をしておられます。前々回でしょうか、ボランティアの通訳の団体の方のお話を聞かせていただきましたけれども、それプラスアルファというのでしょうか、そういうような形での学生の皆さんの力を借りてというのもいかがかと思っております。

**福島会長**

　ありがとうございます。では、武内委員。

**武内委員**

　これも以前に言っていた気がしますが、大阪物語と言うか、ストーリーというか、一般的なパネル展示がうけないというのは、なかなか見せた気みたいになってしまうというところがあるのですが、物語がついてくれば、とにかく関心がもてると思います。トレビの泉であったら、泉があるのではなく、そこを通るとどうだというのがあったりします。大阪であれば、面白い物語がたくさんできるのではないかと思います。お店ですと今らしい広報もしっかりありますので、何か物語と一緒に観光が生まれていくと、大阪らしさがそれによって謂れとともに発信していけないかと常々ありまして、それが人に訴える何かにつながらないかと思っております。週刊ダイヤモンドに自治体を取り上げる２ページがあるのですが、今週が大阪でして、地域の方の愛情がマイナスになっているというのがありました。そうなのかと思ったのですが、その減り方が大きいというのが、その論旨のトップなのです。大阪といえば、阪神タイガースなど、地元愛着のファン的な意味で大阪が大好きというのもありましたけれど、実は住民の方の愛着が減っているというのに危機感を感じたのですが、それと観光の打ち出し、外に打ち出したものは、ストーリー化した時に内にも響くのではないか思うところがあり、そういったことをお話するのが大事なのではないかと思いました。

**福島会長**

　はい、どうもありがとうございました。

**高橋委員**

　ＩＣＴを活用した事業イメージのところの事例としていれていただいているわけですけれども、こういうＩＣＴを活用した様々なビジネスモデルというものは、今後も多く出てくるのだろうと思います。私も先日プロモーションをされている会社のショールームに行かせていただき、拝見をしておりますと、この２４時間言語通訳してくれるものをｉＰａｄなどに映して、４ヶ国語対応ができるということです。但し、一台の端末で４０万ということであり、それは例えば、爆買いしていただいている宗右衛門町にあるドンキホーテなどのようなところであれば、一台の端末が４０万でも１ヶ月あたりにすると３万円強であろうとそのような話になるかもしれません。但し、そういう自立しているところにこういうようなお金の使い道は果たして必要であるのかと思います。これから先自分達も頑張って観光産業の一員になりたいと思っている地域の商店等はあるかもしれません。そういうところに一端末４０万というのは、大変な負担になるわけです。大阪観光局のようなところが、交渉し、例えば２００台使用するので、１台１０万円にしてということがあって、プラットフォームとして提供できる仕組みがあって、このＩＣＴの活用というのが実際に役立つのではないかと思います。拝見していると様々なものがでてきているのかということがよくわかり、日進月歩でこんなこともできるのかということが、ＩＣＴの事業活用中で観光としてあるのだろうというように思います。そうしたものをいち早く取りこめるということは、束めるというようなことがあってこそ、大阪府下様々な市町村に活きてくるのだろうなと思います。大阪観光局さんなどがぜひプロモーションのイベント以外で地域との関わりをそういうような役割でもっていただくということがＤＭＯ化していくことの一つの役割ではないかと思います。

それから、観光を何のためにするのかというそもそも論のところに立ち返ると、地域の場合は、経済的価値を生むということがすごく大事ではないかと思います。経済的価値を生むということはお客さんが来てくれるということだけではなく、平均の消費単価が上がっていくことが大事ですよね。できればそこで、第三次産業に対してのみお金を投じてもらうのですよ、観光客に。第三次産業から二次、一次とその地域の中でお金がまわるような仕組みさえあれば、いわゆる域内調達率が高まればいいわけですが、こういうようなことをいったい誰がするのかということです。私たちはたこ焼きが美味しいなというようなことで、戎橋あたりで食べさせてもらう、では蛸はどこからきているのかというと、海外からの輸入品だと結局どんどん漏出するわけです。地域に観光のメリットを上げていくためには、どうしても平均単価をあげる、いわゆる漏出を少なくするわけです。こういうようなことが必要でありますから、そのための仕組みをつくるというようなこともそもそも論として必要になってくるのではないかと思いますので、こういうところまで宿泊税が使われるのかどうかわかりませんが、もし観光振興について真剣に考えるということであれば、お客さんがくるだけではないと思えてなりません。

**福島会長**

　ありがとうございました。他ないでしょうか。私も使い道はアジャスターではないですが、旅館の方も諸手を挙げて賛成されておりませんし。この前、商工会議所がホテル不足でいろいろ調べているのですが、確か８００件超登録されていますが、そのうち３００件ほどがラブホテルであり、ひくと５００件ぐらいになります。そうすると海外のお客さんを迎えられるホテル、旅館というと、３１０件くらいに落ちます。部屋が５万室程度で、ホテルが、４．４万室で、その他が６千室くらいだったと思うのですが、そういうところにもう少しこういうお金を使ってですね、簡単にいうと翻訳のハブ機を安く買うお金を支援してあげるなど、アジャスターではなく目的的になりすぎているかもしれませんが。もう一つは、こないだこられた方が、関空から直行バスをぜひ出してほしいということを遠慮しながら言っておられましたが、そういうのが一つと、ＩＣＴを使ってするというのは、これからはインターネットの時代ですよね、ここでよその県がしていないことをせっかくなのでぜひやりたいと思いますので、いろいろ案は出てはいますが、ホテル税も東京都は行っていますが、それ以外はまだですので、もっと大阪オリジナルのことができたらいいと思います。

それから資料４については、大阪と言えば、歴史と文化ですよね、それから水の都大阪、くいだおれのまち大阪と言っておりますが、先ほど武内委員が言っておられたように、そういうものが、単品であるのではなく、全部そこに物語というかストーリーがあるわけなのですよね。こういう見せ方が、まだまだ我々はけして上手くはないと思います。本当に水の都といって、今年初めてベネチアに行き、感激して帰ってきました。大阪もここまでではありませんが、結構水の都大阪、八百八橋といえると、そこまでいけば、イベントをする時代は終わっているかもしれません。先ほどのイベントについても、なんでもかんでも継続と言うわけではありませんが、日常的に水の大阪というものが連想されればいいと思います。このあいだ、森さんには申し上げましたが、クルーズは運航しているのかというと、されていますと言われましたが、おそらく期間限定かと思います。毎週金、土、日運行しているなど、もっとお客さんに見える形のものをしていると、大阪はもっと多様性のある魅力的な街だと思いますので、できたら今回のホテル税など、そういうものをもってブラッシュアップや、加速すると、いろいろ何か使えたりするのではないかというように思います。

　時間もちょうどきました。これについては事務局の一例ですので、できましたら最低１件は、何件でもかまいませんが、１件、こういうのをしてはどうかというものを、メールでかまいませんので事務局へ、上限はございませんので、何件でもかまいませんので、事務局の方にこの財源の使い道ですね、今日少し出てまいりましたが、お手数ですが、このあと事務局へそういうメールを出していただければと思います。

　ちょうど５時少し前でございますが、次回ファイナルの検討会議になりまして、最終報告案をまとめる最後の会議になりますので、事務局は大変だと思いますが、今日いろいろ出ました意見をベースに、最終報告案のたたき台の作成をよろしくお願いします。ぜひたたき台ができましたら、事前に先生方にメールを送っていただきまして、よく事前に検討していただくように重ねてお願いしたいと思います。

　それでよろしいでしょうか。

（異議なし）

**福島会長**

　では５分前ですが、事務局の方へ議事を渡したいと思います。

**司　会**

お疲れ様でした。これで本日予定をしておりました議事は全て終了いたしました。福島会長をはじめ委員の皆様方には長時間に渡りまして、貴重なお時間をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

　次回、第７回の本検討会議は、来月１２月１８日金曜日の午後３時から開会をいたしますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。なお、会場など詳細は、おって事務局から改めまして、ご連絡申し上げますので、ご了承願います。

　それでは、以上をもちまして、本日の検討会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。